

茨城県報

第5753号

昭和44年10月20日

月 曜 日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

規 則	
●高圧ガス取締法施行細則の廃止(工業課).....1	●公有水面埋立免許(河川課)..... 5
告 示	●都市計画專業の認可(計画一課)..... 6
●青少年に有益な興業の推奨(県民室)..... 2	●道路法に基づく道路の指定(建築住宅課)..... 6
●藤代町内の字区域の変更(地方課)..... 2	●基本測量について(用地室)..... 7
●茨城県技能検定協議会に行なわせる業務 (職業訓練課)..... 2	●木材業者等の登録(県北農林事務所)..... 7
●岡堰土地改良区についての換地処分(農 地管理課)..... 2	●木材業者等の登録(鹿行 ")..... 8
●太田土地改良区の定款変更の認可(")... 3	●楯戸土地改良区の役員の退任及び就任 (土浦土地改良事務所)..... 9
●玉造土地改良区の定款変更の認可(")... 3	(鹿島臨海土業地帯開発組合)
●大野地区土地改良事業の縦覧(")..... 3	●昭和44年度補正予算要領.....10
●県営村田外三ヶ村土地改良事業の変更計 画の縦覧(")..... 3	公 告
●道路区域の変更(2件)(道路維持課)..... 4	●漁船損害補償法施行令に基づく発起届 (水産施設課).....11
●道路の供用開始(2件)(")..... 5	●住宅地造成事業の工事完了(建築住宅課).....12
	●土地立ち入り測量(用地室).....13

規 則

茨城県告示第58号

高圧ガス取締法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

高圧ガス取締法施行細則を廃止する規則

高圧ガス取締法施行細則(昭和27年茨城県規則第50号)は廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。



告 示

茨城県告示第1262号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第6条の規定により、青少年に有益な興行として、昭和44年10月13日次のものを推奨した。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

推奨番号	種 類	題 名	作・演 出 者 名 (製作・配給社名)	劇 団 名
4	演 劇	昔話 桃 太 郎	川 尻 泰 司	人形劇団ブーク
5	映 画	人類偉大の飛躍	松 竹	

茨城県告示第1263号

地方自治法第260条第1項の規定に基づき藤代町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨、同町長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令第179条の規定により昭和44年10月21日から効力を生ずるものである。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

大字藤代字箕輪 821番, 812番の4, 812番の5

及びこれに伴う道路, 水路等の国有地の全部を大字藤代字内谷原に変更

茨城県告示第1264号

職業訓練法(昭和44年法律第64号)第64条第4項の規定により、茨城県技能検定協会に行なわせる業務を次のとおり定める。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 技能検定受検申請書の受付け, 受検資格の審査, 実技試験及び学科試験(以下「試験」という。)の免除資格の審査並びに受検票の交付及び試験免除の通知
- 2 試験の実施, 試験の合否判定及び試験合格通知(技能検定の実施公示, 合格発表, 合格証書の交付及び再交付を除く。)
- 3 受検者名簿の作成その他前2項に付帯する業務

茨城県告示第1265号

昭和44年10月9日付農管指令第225号をもつて認可した岡堰土地改良区藤代第3工区の2地区の換地計画については換地処分があつた旨届出があつたので土地改良法第54条第4項規定により公示する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県条例第1266号

昭和44年8月29日付で、太田土地改良区から申請のあつた定款変更を10月13日認可した。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1267号

昭和44年9月1日付で、玉造上土地改良区から申請のあつた定款変更を10月13日認可した。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1268号

千波湖土地改良区が行なおうとする大野地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

千波湖土地改良区定款の写し

大野地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和44年10月25日から昭和44年11月14日まで

3 縦覧の場所 水戸市役所

常澄村役場

茨城県告示第1269号

土地改良法第87条の3第1項の規定に基づき、県営村田村外三ヶ村土地改良事業につき変更計画を定めたので、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第4項の規定により公告し、関係書類を次により縦覧に供する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

県営村田村外三ヶ村土地改良事業変更計画書

2 縦覧期間 昭和44年10月27日から昭和44年11月16日まで

3 縦覧場所 下館市役所

明野町役場

茨城県告示第1270号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和44年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 結城下妻線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡関城町大字関本下 字南館内49番地から 下妻市大字江字本郷 1572番一1地先まで	旧	メートル 4.8~16.0	メートル 2,186.0	
	新	9.5~18.0	2,003.0	

茨城県告示第1271号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和44年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 境石下線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡石下町大字栗山新田 字仁連川付357番地から 結城郡石下町大字鴻野山字大坂 19番地まで	旧	メートル 5.0~7.5	メートル 240.0	
	新	8.0~15.5	238.76	

茨城県告示第1272号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 結城下妻線
- 2 供用開始の区間 真壁郡関城町大字関本下字南館内49番地から
下妻市大字江字本郷1572番一1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年10月20日

茨城県告示第1273号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和44年10月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道境石下線
- 2 供用開始の区間 結城郡石下町大字栗山新田字仁連川付357番地から
結城郡石下町大字鴻野山字大坂19番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和44年10月20日

茨城県告示第1274号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 埋立てを免許した公有水面
東茨城郡内原町大字鯉淵字三の割3340番寺池
- 2 埋立ての面積
1,587.87 m^2
- 3 埋立ての目的
農業構造改善事業籾乾燥調整施設用地造成のため
- 4 埋立工事の着手日及びしゅん工期間
著 手 日 免許の日から30日以内
しゅん工期日 昭和44年12月31日

- 5 埋立ての免許年月日
 昭和44年10月9日(河指令第S1号)
- 6 立ての免許を受けた者
 内原町

茨城県告示第1275号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のように告示する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 施行者の名称 土 浦 市
- 1 都市計画事業の種類及び名称 公園第3号右廻児童公園
- 1 事業施行期間 昭和44年10月20日から昭和45年3月31日まで
- 1 事業地 土浦市右廻町字前戸

茨城県告示第1276号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	44.10.20	日立市大久保町字弥生坂160	4.0	36.50
2	"	" 田尻町字久保田872-3, 874-1	4.0	77.46
3	"	水戸市小吹町字新田向2282-イ	4.0	112.70
4	"	" 笠原町1216-5	4.0	27.27
5	"	" " 1189-3	4.0	43.63
6	"	" 渡里町ヤシカ2907-2	4.0	31.50
7	"	" 平須町字南山69-1, 87-1, 142-1, 141-2, 143-1, 144-1	4.0 5.0	290.20 135.30
8	"	稲敷郡阿見町大字荒川沖字鶉野1549-1	4.0	72.18
9	"	鹿島郡波崎町須田2304	4.0	30.20
10	"	土浦市大字中貫字稻荷山724-17	5.0	57.30
11	"	下館市小川前原1391-208, -210, -212, -216, -218, -220	4.0	62.20

12	〃	水海道市山田町字入間1112の1	4.0	31.70
13	〃	古河市台町37	4.0	28.30
14	〃	猿島郡岩井町辺田字御林1516—40, —44, —45, —46	4.0 6.0	26.00 27.50

茨城県告示第1277号

測量法第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 測量機関 建設省国土地理院
- 2 作業種類 基本測量 (基本図修正測量)
- 3 作業期間 昭和44年10月13日から昭和44年11月25日まで
- 4 作業地域 石岡市, 土浦市, 古河市, 水海道市, 下妻市
東茨城郡美野里町, 小川町, 茨城町
新治郡桜村, 玉里村, 出島村, 八郷町, 千代田村, 新治村
鹿島郡銚田町, 旭村, 大洋村, 大野村, 鹿島町, 神栖村, 波崎町
稲敷郡美浦村, 阿見町, 牛久町, 荃崎村, 江戸崎町
行方郡北浦村, 玉造町, 麻生町, 牛堀町, 潮来町
筑波郡筑波町, 谷田部町, 大穂町, 豊里町, 谷和原村, 伊奈村
猿島郡総和町, 三和町, 五霞村, 境町, 猿島町, 岩井町
結城郡八千代村, 石下町, 千代川村

茨城県告示第1278号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和44年10月20日

茨城県県北農林事務所長 黒 沢 常 美

第 3 種 業 者 登 録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者 氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					所 在 地	名 称	
北農林 第 4 号	44.10.3	日立市下深萩町 3110	小林 博	小林 林 業	日立市下深 萩町3108	前記に同じ	チ ッ プ

第 4 種 業 者 登 録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者 氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					所 在 地	名 称	
北農林 第 343 号	44. 10. 3	高萩市高浜町 3—8	代表取締役 蛭野 隆夫	有限会社 花貫木材工業所	住所に同じ	前記に同じ	木 製 材 材
// 第 344 号	"	日立市久慈町 5555—2	鈴木 金松	鈴木 木材工業	日立市久慈 町141	"	"
// 第 345 号	"	日立市水木町2179	岡部喜久雄	岡 部 製 材 所	住所に同じ	"	"

茨城県告示第1279号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和44年10月20日

茨城県鹿行農林事務所長 石 崎 百 世

第 1 種 業 者 登 録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者 氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					所 在 地	名 称	
鹿農林 第 63 号	44. 10. 2	鹿島郡波崎町波崎 9148	上野 長松	上総屋材木店	住所に同じ	前記に同じ	販 売
// 第 64 号	"	" 大洋村梶山 617	郡司常三郎	郡 司 材 木 店	"	"	素 材 生 産 "
// 第 65 号	"	" 波崎町 矢部2960	安藤 幹義	さなきや材木店	"	"	"
// 第 66 号	"	行方郡玉造町甲 4544	鬼沢 久一	鬼 沢 材 木 店	"	"	"
// 第 67 号	"	鹿島郡神栖村高浜 897	野口 好雄	野 口 材 木 店	"	"	"
// 第 68 号	"	" 鉾田町畑田 130の1	二川 義夫	二 川 工 務 店	"	"	そ の 他
// 第 69 号	"	" 旭村樺山	小橋 勝夫	小 橋 材 木 店	"	"	"
// 第 70 号	"	" 神栖村横瀬 758	八幡 正毅	八 幡 材 木 店	"	"	"
// 第 71 号	"	" 大野村林 799	出頭 貞男	出 頭 材 木 店	"	"	"
// 第 72 号	"	" 波崎町波崎 8746	石田 幸雄	幸 徳 材 木 店	"	"	"

第 2 種 業 者 登 録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					所 在 地	名 称	
鹿農林 第 16 号	44.10.2	鹿島郡大洋村 二重作1473	武田 富夫	武田 材木店	住所に同じ	前記に同じ	賃びき

第 4 種 業 者 登 録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					所 在 地	名 称	
鹿農林 第 21 号	44.10.2	鹿島郡銚田町安房 104	羽生美代輔	羽生 材木店	住所に同じ	前記に同じ	木材業
〃 第 22 号	〃	〃 大洋村汲上 1211	菅谷 一男	丸 基 材木店	〃	〃	〃

茨城県告示第1280号

筑波郡谷和原村大字西櫛戸410番地に事務所をおく 櫛戸土地改良区から、次のとおり役員が就退
任した旨、届け出があつたので土地改良法第18条第16項の規定により公示する。

昭和44年10月20日

茨城県土浦土地改良事務所長 上 野 秀 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
筑波郡谷和原村大字西櫛戸 410	理 事	福 田 孝	
〃 891	〃	関 近之助	
〃 890	〃	飯 塚 太 郎	
〃 913	〃	土 田 克 雄	
〃 878	〃	酒 井 恒 男	
〃 853	〃	土 田 文 雄	
〃 278	〃	土 田 衛 六	
〃 3の1	〃	岡 本 欣 吾	
〃 240の1	〃	土 田 熊 吉	
〃 1097	〃	色 川 市 太 郎	
〃 753	〃	色 川 安 治	
〃 1078	〃	福 田 忠 雄	
〃 866	〃	豊 島 清 光	
〃 264	〃	山 中 恒 三	
〃 420	〃	豊 島 宏 隆	
〃 伊奈村大字谷口35	〃	山 口 一 太 郎	
〃 東櫛戸58	監 事	岡 本 貞 夫	代 表 監 事
〃 古川105	〃	飯 田 五 平	
〃 小張3238	〃	吉 田 武 雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
筑波郡谷和原村大字川崎678の1	理 事	豊 島 芳 郎	理 事 長
〃 大字東橋戸 891	〃	関 近三郎	
〃 〃 890	〃	飯 塚 太 郎	
〃 〃 853	〃	土 田 文 雄	
〃 〃 878	〃	酒 井 恒 男	
〃 〃 278	〃	土 田 衛 六	
〃 〃 3の1	〃	関 本 欣 吾	
〃 大字西橋戸1097	〃	色 川 市 太 郎	
〃 〃 866	〃	豊 島 清 光	
〃 〃 264	〃	山 中 恒 三	
〃 〃 421	〃	豊 島 二 郎	
〃 大字下長沼29	〃	木 村 昇	
〃 大字真木66	〃	谷 口 鉄五郎	
〃 伊奈村大字新戸 768	〃	中 村 周 作	
〃 大字小張2793	〃	飯 村 政 雄	
〃 〃 3238	〃	吉 田 武 雄	
〃 谷和原村大字西丸山48の1	監 事	福 田 弥左衛門	代 表 監 事
〃 大字西橋戸753	〃	色 川 安 治	
〃 伊奈村大字谷口35	〃	山 口 一 太 郎	

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

鹿島臨海工業地帯開発組合告示第14号

昭和44年度予算の要領は次のとおりである。

昭和44年10月20日

鹿島臨海工業地帯開発組合

管 理 者 岩 上 二 郎

昭和44年度鹿島臨海工業地帯開発組合補正算 (第2号)

昭和44年度鹿島臨海工業地帯開発組合補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1歳 入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,551千円を追加し、歳入歳出の総額を5,464,896千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰 越 金		千円 304,964	千円 7,960	千円 312,914

	1 繰越金	304,964	7,950	312,914
5 諸収入		21,259	1,601	22,860
	3 雑入	12,085	1,601	13,686
歳入合計		5,455,345	9,551	5,464,896

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		198,278	5,041	203,319
	1 総務管理費	197,948	5,041	202,989
3 事業費		4,143,974	4,510	4,148,484
	1 用地買収費	672,587	4,510	677,097
歳出合計		5,455,345	9,551	5,464,896

公 告

●漁船損害補償法施行令に基づく発起届

漁船損害補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため事前の届け出があつたので、同施行令第5条第3項の規定により次のとおり公示し、届け出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 届け出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害補償法第113条第1項の申し出をする漁業協同組合の名称
打越実ほか2名 那珂湊市平磯町1861	平 磯	平磯漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 昭和44年10月21日から昭和44年11月4日
- (2) 縦覧場所

加入区名	縦	覧	場	所
平 磯	那珂湊市平磯町	平磯漁業協同組合		

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和39年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和44年8月18日に完了したことを公告する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡守谷町大字守谷字大塚甲2898番地の18, 82

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都港区北青山3丁目3番17号

株式会社栄家興業 代表取締役 安 田 定

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和44年10月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県

- 2 事業の種類 一般県道真岡協和明野線道路改良工事

- 3 立ち入ろうとする土地の区域

真壁郡協和町大字上星谷字北原252番から274番地

真壁郡協和町大字上星谷字柿木299番から275番地

真壁郡協和町大字上星谷字稲刈300番から325番地

真壁郡協和町大字上星谷字谷島64番から74番地

- 4 立ち入ろうとする期間

昭和44年10月20日から

昭和44年12月17日まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所